

当薬局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・障害者総合支援法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被曝者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・公害健康被害の補償に関する法律に基づく指定
- ・肝炎治療特別促進事業による指定

個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書

当薬局では、領収書発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。

服薬管理指導料算定について

当薬局では調剤基本料 1 を算定しております。

原則過去 3 ヶ月以内に処方箋を持参し、お薬手帳を持参された方は服薬管理指導料が 45 点となります。過去 3 ヶ月以内に処方箋の持参がなかった方、初めて来局される方、手帳を持参していない方は服薬管理指導料が 59 点となります。

後発医薬品調剤体制加算について

当薬局では、後発医薬品の使用数量の割合が 80% 以上そのため、後発医薬品調剤加算 1 (21 点) を処方箋受付 1 回につき算定しております。

医療情報取得加算

当薬局では、オンライン資格確認システムの運用を開始しているため、医療情報取得加算を算定しております。

時間外・休日加算について

当薬局では下記の時間に時間外・休日加算を算定しております。

- ・原則平日の 18:00 以降は時間外加算として処方箋受付 1 回につき 71 点
- ・土曜日は終日時間外加算として処方箋受付 1 回につき 71 点
(ただし、祝日の土曜日、12月29日から1月3日までの年末年始の土曜日は休日加算)
- ・日曜日、祝日、12月29日から1月3日までの年末年始は終日休日加算として処方箋受付 1 回につき 99 点

連携強化加算

当薬局では、新興感染症や災害の発生時等において継続して地域の医薬品供給や衛生管理に関する対応を維持できる下記の体制を確保しており、連携強化加算(5点)を算定しております。

- ・都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けている
- ・従業員のマスク、手袋、ガウンの着用、手指アルコール消毒
- ・待合室・調剤室に空気清浄機設置
- ・受付にパーテーション設置
- ・電話・通信機器を用いたオンライン服薬指導を行う体制確保
- ・キャッシュレス決済の導入
- ・災害用の医薬品備蓄
- ・要指導医薬品、検査キットの備蓄・販売
- ・BCP(事業継続計画書)の作成
- ・感染症に係る最新の科学的知見に基づいた適切な知識を習得することを目的とした研修に参加
- ・災害に関する研修会に参加